

埋蔵文化財包蔵地内における開発行為について

文化財保護法では、住宅を建設したり土木工事等を行ったりする場合、その土地に埋蔵文化財（遺跡）があるときには、事前に届け出ることになっています。

そのため、開発行為をおこなう土地に遺跡があるかどうかを確認する必要がありますので、すみやかに開発予定地が埋蔵文化財包蔵地の範囲に入っているか、市教育委員会（スポーツ文化課文化係）にて確認をおこなってください。

なお、開発予定地が埋蔵文化財包蔵地に入っていると確認された場合は、その保存・調査について協議が必要となります。特に、開発予定地が国・県・市町村の史跡・名勝・天然記念物等に指定されている場合には、開発行為に規制がかかりますので、必ず事前に確認をお願いいたします。

【埋蔵文化財包蔵地照会から工事着手までの流れ①】

1. 開発行為の計画ができた時点で、結城市教育委員会スポーツ文化課文化係に、開発予定地の場所が分かるものを提出してください。※FAXの場合は、担当者の連絡先を必ずご記入ください。
2. 遺跡地図により、開発予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか確認します。
3. 包蔵地に該当した場合、開発行為に対して、「立会い」・「試掘調査」等を実施するための承諾書を提出していただき、工法の確認を行います。
4. 工法が埋蔵文化財に影響を及ぼすと判断された場合、開発予定地に住居跡などの遺構が存在するかを確認するため、試掘調査を実施します。
5. 試掘調査を実施した結果、遺構が存在しなければ立会いによる工事着手となりますが、遺構が確認された場合は、遺構を保存するための協議が必要となります。
6. 工法の変更等ができず、開発行為によって遺構が破壊されてしまう場合は、記録調査のための「発掘調査」が必要となります。この発掘調査が終了してから、着工となります。

※試掘調査にかかる費用は教育委員会の負担となりますが、発掘調査にかかる費用は原則として原因者負担となります。

【埋蔵文化財包蔵地照会から工事着手までの流れ②】

